

浪江町戸籍総合システム更改及び戸籍コンビニ交付システム構築業務 プロポーザル仕様書

第1章 基本仕様

1 基本事項

(1) 業務範囲

- ・ 現行戸籍総合システムから新戸籍総合システムへのデータ移行作業
（現行システムからの文字コード変換作業、文字同定テーブルの整備及び外字ファイルの作成作業を含む。）
- ・ ソフトウェアの導入・設定
- ・ ハードウェアの導入・設定
- ・ 他システム連携機能の構築作業
- ・ 操作マニュアルの作成、職員の操作研修
- ・ その他必要な作業
- ・ 戸籍コンビニ交付システムの構築

(2) 納品場所

浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2

(3) 本町の基本情報及び戸籍総合システム情報

【本町に関する情報】（令和8年3月31日時点）	
人口	13,981人
本籍人口数	21,724人
現在戸籍数	9,523戸籍
現在除籍	3,831戸籍
再製原戸籍	4籍
除籍	15,358戸籍
改製原戸籍	3,375戸籍
新改製原戸籍	11,340戸籍
附票数	35,742
除附票数	91
年間事件数	771件

【戸籍総合システムに関する情報】	
現行戸籍総合システム保守満了時期	令和10年6月30日
現行戸籍総合システム方式	オンプレミス方式 / 独自クラウド方式

(4) 他システムとの連携情報

システム名	構築保守業者名	パッケージ名
戸籍総合システム	株式会社福島情報処理センター	日立 自治体ソリューション ADWORLD 戸籍総合システム
住民情報システム	株式会社FSK	日立 自治体ソリューション ADWORLD 戸籍総合システム
住民基本台帳ネットワークシステム	株式会社FSK	「地方公共団体情報システム機構」 提供
コンビニ交付システム (住民票、印鑑、税のみ)	株式会社FSK	富士フイルムシステムサービス株式会社「コンビニエンスストア証明発行システムクラウドサービス」

(5) 調達機器及び構成

以下の機器を必須で調達（新品に限る）するものとし、必要なHUB等のネットワーク関連機器も調達すること。

【戸籍総合システム】

サーバ	クラウド方式
戸籍専用端末及び二要素認証機器	本庁 3台
戸籍専用プリンタ	本庁 1台 支所及び出張所 計4台 (各1台)
A3スキャナ	本庁 1台

【戸籍コンビニ交付システム】

サーバ	クラウド方式
-----	--------

各種NW機器（FW、VPN等）	本庁 1台
業務管理端末	本庁 1台
時間外発行抑止端末	本庁 1台

但し、既存コンビニ交付システム（住民票・印鑑・税）機器の流用も可能とする。

(ア) ソフトウェア（ライセンス等）

- ①サーバ及びクライアント端末に必要なOSのライセンスを必要数備えること。
- ②サーバ及びクライアント端末に必要なデータベースソフト等のライセンスを必要数備えること。
- ③OSは、稼働後5年以上の保守サポートが受けられる製品とすること。

(イ) クライアント端末

- ①OSは、Windows 11以上とすること。
- ②Core i3以上のCPUを搭載すること。
- ③メモリは4GB以上搭載すること。
- ④記録媒体は128GB以上のSSDとすること。
- ⑤内蔵DVD-ROM装置を搭載すること。ただし、うち1台は内蔵スーパーマルチドライブを搭載すること。（戸籍コンビニ交付システムは内蔵DVD-ROMのみ）
- ⑥日本語対応キーボード及びUSB接続のレーザーマウスを提供すること。
- ⑦初期状態へ復元できるリカバリメディアを提供すること。
- ⑧ディスプレイは19インチ以上のカラー液晶ディスプレイとすること。
- ⑨クライアント端末のUSBポート等外部媒体が接続されるポートを使用できない状態とすること。ただし、本町が指定したクライアント端末の一部ポートのみを限定し、使用できるようにすること。
- ⑩稼働後5年間安定した保守サービスを提供すること。
- ⑪二要素認証ソフトウェアライセンスを備え、生体認証によるログインを可能とすること。
（戸籍総合システムのみ）

(ウ) プリンタ（戸籍総合システムのみ）

- ①プリンタは、ハガキ印刷が可能で、人口動態処理に関わる認容を取得したプリンタとすること。

(エ) 関連機器（戸籍総合システムのみ）

- ①イメージデータの取込み用及び法務省戸籍情報連携システムへの届書イメージ送信用として、A3用紙の取り込みが可能なスキャナを設置すること。このスキャナは解像度300dpi以上、カラーでのスキャン機能を備えていること。

②システムの構築に必要となるハブ等のネットワーク機器及び、新設するハブからの接続に必要なLANケーブルを必要数備えること。なお、それ以外のLAN配線においては本町既設のものを使用すること。

2 システムの概要

【戸籍総合システム】

- (1) システムのセキュリティに関しては、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
- (2) 操作等、運用での支援態勢が万全に取られていること。(問合せセンター及び戸籍専門のSEでハード、ソフトを問わず支援が取れること。)
- (3) データ移行及び作成作業について、受託会社、受託会社グループ会社以外での作業再委託は原則禁止とする。ただし、やむを得ず受託会社以外での作業再委託承認を求める場合は、本町と事前に協議の上、承諾を受けること。
- (4) 受託者は、本業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用してはならない。また、受託者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (5) 受託者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。
- (6) 戸籍法に基づく事務のほか、附票・住基関係通知・人口動態事務・火葬許可事務などの関連事務を一体的に処理できるシステムであること。
- (7) 令和3年施行の「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び令和6年12月24日閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に則り、下記の標準仕様書に準拠したノンカスタマイズパッケージシステムを導入すること。また、稼働日までの機能実装が困難な場合においても稼働年度中の機能実装を想定し当該仕様書に対応するための改修費用をシステム導入費に含むこと。

システムの名称	標準仕様書
戸籍総合システム	戸籍情報システム標準仕様書
戸籍附票システム	総合システム標準仕様書
人口動態調査事務システム	人口動態調査事務システム標準仕様書
火葬等許可事務システム	火葬等許可事務システム標準仕様書

- (8) 本町で採用している戸籍総合システムと同メーカーからのデータ移行実績を有していること。
- (9) 提案においては本要求事項を遵守し、誠実な活動を行うこと。また本要求事項を満たせない場合は辞退するものとし、書面にて辞退届(第5号様式)を提出すること。
- (10) 提案者は、システム開発業者と同一であること。

- (1 1) 法務省戸籍情報連携システムについて、本町で管理している戸籍データ等を、法務省の管理する戸籍情報連携システムへ送信するために、戸籍総合システムから事務内連携サーバへ自動的に正確に送信できる機能を有すること。また、戸籍サーバから事務内連携サーバへのデータ転送は、ネットワーク連携方式で構築すること。その場合、ネットワーク連携をする際に必要な装置・機器等も考慮すること。
- (1 2) 住民基本台帳ネットワークについて、住民基本台帳ネットワークCSと連携し、附票記載が発生した際のデータ送信を可能とすること。住民基本台帳ネットワークから送信される住民基本台帳法第19条1項通知データ他、各種通知データを取り込み附票に反映できること。また、住民基本台帳ネットワークから住民票コードを取得し、附票へ反映できること。

【戸籍コンビニ交付システム】

- (1) 広域交付システム要件定義書、証明書交付サービス仕様書、広域交付システムインターフェース仕様書、証明書等自動交付システムインターフェース仕様書等、J-LISの提供する定義及び仕様に準拠すること。
- (2) システムのセキュリティに関しては、リスク対策を行ったシステムを提供すること。
- (3) 操作等、運用での支援態勢が万全に取られていること。
(問合せセンター及び専門のSEでハード、ソフトを問わず支援が取れること。)
- (4) データ移行及び作成作業について、受託会社、受託会社グループ会社以外での作業再委託は原則禁止とする。ただし、やむを得ず受託会社以外での作業再委託承認を求める場合は、本町と事前に協議の上、承諾を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る個人情報を本業務以外の用途に使用してはならない。
また受託者は、本業務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (6) 受託者は、本業務に関連して直接又は間接に知り得た一切の内容を、受託作業期間のみならず、その終了後も第三者に漏えいしてはならない。
- (7) 対象証明書は戸籍証明書及び、戸籍の附票とする。
- (8) 本籍地戸籍利用登録申請に基づく申請者管理及び運用ができること。

第2章 クラウド環境について

【戸籍総合システム】

- (1) デジタル庁の定めるガバメントクラウドを利用した仕組みあるいは、他町にて性能面、経済合理性の比較を行いガバメントクラウド以外のクラウド環境へ移行する場合の疎明により、ガバメントクラウドに準ずる仕組みとして認められたクラウド環境であること。

- (2) 法務省が推奨している「戸籍情報システムのクラウド化（平成30年1月18日付け法務省民一第19号民事事務局民事第一課長回答等）」を適用したシステムであること。
- (3) クラウド環境や提供サービスは8時から21時まで利用可能であること。
- (4) ネットワークについては、庁内のネットワーク及び本庁舎と出先機関のネットワークに関しては既存環境を利用することとする。本庁舎とデータセンター間の回線は調達範囲に含めることとする。ただし、回線の構築にあたり、本町の設備に必要な備品の準備等については、本仕様の対象外とする。
- (5) 他システムからのアクセスを防止し、戸籍総合システム専用ネットワーク環境を構築すること。
- (6) 本町とデータセンターはIP-VPN等のセキュアな閉域網を利用して接続すること。

【戸籍コンビニ交付システム】

- (1) 提案者が用意したデータセンターを利用した仕組みであること。
- (2) クラウド環境や提供サービスはコンビニ交付サービスの仕様を踏まえ、6時30分から23時まで利用できるサービスであること。

第3章 データ移行について

1 データ移行の範囲（戸籍総合/戸籍附票システムのみ対象）

移行対象データは以下の範囲とする。稼働日前日までのデータを反映させること。

- (1) 戸籍（除籍）データ（電算化後の戸籍（除籍））
- (2) 附票（除票）データ（電算化後の附票）
- (3) 受付帳データ（電算化後の受付帳）
- (4) 統計、認証情報、個人状態、不受理申出等データ（システム移行後に必要なもの）
- (5) 除籍・改製原戸籍、平成改製原総合の検索用見出しデータ
- (6) 除籍・改製原戸籍、平成改製原総合のイメージデータ
- (7) 在外選挙人、資格管理情報データ
- (8) 総合記載事項等通知情報（住民票コード、総合管理番号、外字パターン等）データ
- (9) 情報提供用個人識別符号関連情報
- (10) 戸籍事務内連携関連情報
- (11) 民刑事務管理システム（犯歴管理システム）
※犯歴データのシステムへの入力については、原則町職員にて実施する。
- (12) その他のレコード情報（システムデータ移行に必要なレコード、統計データ）

※現行戸籍ベンダーから新戸籍ベンダーへのデータ移行作業の過程で発生した疑義については発注者に確認の上、対応方針を決定すること。

2 戸籍データの保管等

- (1) 受託者は、本町より借用したデータに関し、漏洩や紛失、盗難等がないように厳重に管理できる場所に保管すること。
- (2) 受託者での保管庫については、耐火構造であり、施錠が可能であること。
- (3) 保管庫の管理においては、管理責任者を配置しその者が施錠等一切の管理を行うこと。

3 戸籍データ等の授受及び搬送

- (1) 受託者は、戸籍データ等の授受に従事する者を指定し、当該戸籍データ等の授受に際しては、都度本町に対して預り証を提出するものとする。
- (2) 受託者は、本業務に係る個人情報等を施錠できるケースに収納し、事故防止措置を講じた上で搬送しなければならない。また、万が一の盗難、紛失事故に備え、搬送用ケースには、施錠・解錠の履歴及び追跡可能な対策を講じること。

4 作業の進捗報告

受託者は本町の求めに応じて、作業の進捗状況を書面で報告すること。

5 納期の厳守

- (1) 受託者は納期に遅延が生じないように、厳正な工程管理・進捗管理を行い、本町が指定する作業期間内に実施すること。
- (2) 受託者の決定後、データ移行が発生する場合は移行に関する契約、打合せ、移行仕様の取決め等を速やかに対応すること。
- (3) データ移行が発生する場合は、移行仕様に関する打合せを実施するため、必ず出席できるように調整をおこなうこと。
- (4) データ移行が発生する場合は、既存受託者と新規受託者及び本町において協議の上、データ提供の期日を定めること。

6 戸籍データ等の廃棄

- (1) 受託者は、本業務を終了したとき、使用済みとなった個人情報等のデータについて、判読不能かつ再生又は再利用ができない状態にしてから浪江町へ返納すること。
- (2) 受託者は、本業務を終了したとき、戸籍データ等を返納すること。

第4章 システム仕様について

1 システム化の範囲

- (1) 現在戸籍総合システム
- (2) 総合システム
- (3) 除籍・改製原戸籍総合システム（平成改製原戸籍を含む）
- (4) 全国住所辞書
- (5) 文字検索システム
- (6) 民刑事務管理システム（犯歴管理システム）
- (7) 戸籍副本データ管理（戸籍事務内連携）システム連携
- (8) 戸籍コンビニ交付システム

2 システムの基本条件

- (1) 品質、安定性、納期等の観点からパッケージソフトウェアを最大限活用し、システムを構築すること。
- (2) 福島県内での導入実績があるパッケージシステムであること。
- (3) システム開発業者は、提案者と同一であること。
- (4) 本庁に提供するシステムは、常に最新のバージョンを維持するとともに、概ね導入後5年間は、本町の戸籍業務量の増加に対応できる性能を持つこと。
- (5) 戸籍総合システムのソフトウェアは、法務省の認容を取得していること。
- (6) セキュリティに関しては、リスク対策を行ったシステムを提供することとし、ウイルス対策ソフトの導入、また、検索履歴や証明発行履歴及び戸籍異動のログを取得可能であること。
- (7) 戸籍総合システムアプリケーション部分を除き、OSやデータベースソフトなどミドルウェアには、極力汎用性の高いものを使用すること。

3 システム構成

システム構成及び形態

- (1) 稼働時点の戸籍総合システムの形態は、ガバメントクラウドまたは性能面や経済合理性等を比較衡量してガバメントクラウドと同等と判断するクラウド環境その他の環境による方式とする。
- (2) 一部ネットワーク機器等を本町に設置する場合は、サーバラックに格納可能な機器とすること。
- (3) 戸籍総合システムにて管理している情報は、改ざんや盗み見、不正アクセスの防止、暗号化などの対策を講じて、個人情報情報の漏洩や流出に対する対策が講じられていること。

- (4) 戸籍総合システムで管理する文字は、独自コードを使用するなど、仮に不正にデータにアクセスされたとしても、改ざんや盗み見ができない仕組みを講じていること。
- (5) ハードウェア関連
- ① 端末及びプリンタは、本町以外の環境において動作しない仕組みを講じた上で設置すること。
 - ② 戸籍総合システムに関して、戸籍情報連携システムに必要な二要素（生体）認証装置を設置すること。
 - ③ 戸籍総合システムに関して、届書等イメージ登録としてA3用紙の取り込みが可能なスキャナを設定すること。
- (6) ネットワーク
- ① 戸籍総合システムに関して、サーバ及び戸籍端末間の通信においては、暗号化を講じる等、セキュリティを強化した仕組みとすること。
 - ② 戸籍総合システムに関して、本庁舎、各支所のネットワークについては現行の戸籍総合システムにて使用しているネットワークを利用することとするが、サーバから端末のデータ通信には暗号化対策を講じること。
 - ③ 総合システムと住基ネット（附票AP）とのネットワーク設定は本町にて行う。
 - ④ その他戸籍総合システムに関連するネットワークに関する設定については、原則、本町にて行う。
- (7) その他
- ① 運用上必要となる機器についても構成に含むこと。
 - ② 導入機器は動作確認がされている機器とし、発注時における最新機器とすること。
 - ③ 電源・LAN工事・庁内NW機器等の設定変更等は本町にて準備するものとし、本業務には含めないものとする。

第5章 データセンター要件

1 データセンターの基本要件

- (1) 戸籍アプリケーション及び戸籍データを保有するデータセンターは、日本データセンター協会が日本国内向けに定めるTier 3相当以上のデータセンターを採用していること。
- (2) 利用するデータセンターは、JISQ27001及びISO/IEC27001を取得していること。
- (3) データセンター立地条件
 - ・利用するデータセンターは、国内に設置されていること。

- ・活断層直下に立地していないこと。
- ・高いアクセシビリティを有していること。

(4) 建物構造

- ・強固な岩盤への直接基礎施工であること。
- ・免震構造であること。

(5) 設備

- ・異なる変電所からの異ルート受電ができること。
- ・非常用発電機及び専用燃料タンクを保有していること。
- ・設置機器の増加等に伴う発熱量の増加に対応し、サーバ設置専用室の温湿度を適切に調整する十分な容量の空調設備が確保されていること。

(6) セキュリティ

- ・IDカード／生体認証／有人監視でのセキュリティ対策を施していること。
- ・出入口及びサーバ室内は、監視カメラによる24時間常時監視がなされていること。
- ・IDカード毎の入室制限を設けており、入退室資格の識別及び記録、保管を行っていること。

(7) 火災対策

- ・高感度火災検知システム導入又は、煙感知器と熱感知器を併用した自動火災報知設備が設置されていること。
- ・火災発生時の消火方式としては、水による消火方式は避け、人体への影響が少ない新ガス系消火設備を設置していること。

2 クラウドサービス基盤要件

システム形態がクラウド方式の場合、以下の要件を満たすこと。

- (1) 戸籍総合システムサーバは、2重化されており、片系サーバ障害時も戸籍総合システムの停止時間が最小限かつ自動復旧し利用再開が可能な機能を有していること。
- (2) サーバの機能が停止した場合、即座に検知できる仕組みがあり、対応できること。

3 バックアップ要件（戸籍総合システムのみ）

以下の要件（1）、（2）を満たすこと。

- (1) システム環境及びデータベースのバックアップを行うこと。
- (2) サーバ上に保管される戸籍データは、2世代以上のバックアップを構築すること。

4 クラウド運用保守要件

クラウド運用保守要件は以下の要件を満たすこと。

- (1) データセンター内に監視システムを導入し、保守センターにて遠隔で障害検知を行う

仕組を構築すること。なお、保守センターは大規模災害等を考慮し複数拠点に設置されていること。

- (2) 障害検知時は第一報として速やかにメールにて発報されること。
- (3) 利用可能時間は、6時30分から23時00分の対応を可能とすること。

第6章 導入・運用・営業サポート・保守について

【戸籍総合システム】

1 導入時

- (1) 新システム稼働前にデモ機にて操作研修を実施すること。
- (2) 操作研修はシステム開発会社の戸籍専用インストラクターが実施するものとする。
- (3) 本町の担当職員全員の業務や運用にあわせ、研修スケジュールを提示すること。
- (4) 新システムにおける戸籍異動滞留分の追いかけ入力、受託者が行うこと。
- (5) 法務局提出書類の作成支援及び、法務局提出用の媒体による副本作成を実施すること。
※受託者は(2)において、別途本町と操作研修内容、期間を調整するものとする。

2 運用サポート

- (1) 戸籍事務の運用をサポートするための電話問い合わせ窓口を有していること。
- (2) 本サポート窓口は、システム運用における本町からの問い合わせ窓口として機能し、戸籍事務に関する問合せのほか、障害が発生した場合、ハード障害・ソフト障害の区別なく全てに対応できること。
- (3) 問合せの受付時間は、土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く8時30分から17時30分とすること。
- (4) 戸籍情報連携システムとの連携に関してもサポートを実施すること。
- (5) 人事異動等による職員の戸籍事務専門性を補完しうる、操作研修等の支援策を有していること。
- (6) 戸籍総合システムとは別にWEB等を用い、以下サポートを提供できること。
 - ・戸籍事務関連含めたFAQが閲覧できること。
 - ・法改正関連のWEBセミナーが閲覧できること。
 - ・『初任者のための戸籍実務の手引き』『戸籍の重箱』『戸籍時報』『戸籍の窓口』『戸籍誌』等、戸籍事務に関する電子書籍を閲覧できること。
 - ・プリンタトナー等の消耗品が発注できること。
- (7) 本町を担当する営業担当者は、本町戸籍事務担当者に対して法令改正等の情報提供を行うものとする。また、併せて近隣自治体の動向も逐次提供することとし、議会前には上程の可能性のある戸籍の情報提供を資料として提示すること。

(8) 本サポート窓口はBCPの観点から拠点が冗長化されていること。

3 ハードウェア及びソフトウェア保守等について

(1) ハードウェアの保守運用

- ①受託者が調達したハードウェアに対し、安定した保守サービスを提供すること。
- ②障害が発生した場合、SE・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。
- ③障害箇所の修理及び部品交換、動作確認を実施すること。
- ④ハードウェア保守を実施する時は、本町の承諾を得て行うこと。
- ⑤本町で発生した障害内容を管理すること。
- ⑥障害時の原因の切り分けは、主導的に実施し、関係者と調整を行うこと。

(2) ソフトウェアの保守運用

- ①障害発生時の対応について、迅速な対応が可能な体制を構築し、開庁日の運用に支障を来さぬよう監視・対応すること。
- ②障害が発生した場合、SE・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。
- ③ソフトウェア保守を実施する時は、事前に連絡を行うこと。
- ④本町で発生した障害内容を管理すること。
- ⑤障害時の原因の切り分けは、主導的に実施し、関係者と調整を行うこと。
- ⑥障害発生時には、開庁日への運用に支障を来さぬよう、最善を尽くし対応を行うこと。
- ⑦定期的に、全国住所辞書の更新作業を行うこと。
- ⑧新規でユーザ外字が発生した場合、本町の依頼により外字文字を作成し提供すること。

【戸籍コンビニ交付システム】

1 導入時

- (1) 新システム稼働前に操作研修を実施すること。
- (2) 本町の担当職員全員の業務や運用にあわせ、研修スケジュールを提示すること。

2 運用サポート

- (1) 戸籍コンビニ交付システムの運用をサポートするための電話問い合わせ窓口を有していること。
- (2) 本サポート窓口は、システム運用における本町からの問い合わせ窓口として機能し、障害が発生した場合、ハード障害・ソフト障害の区別なく全てに対応できること。
- (3) 問合せの受付時間は、8時00分から21時00分とすること。
- (4) 本サポート窓口はBCPの観点から拠点が冗長化されていること。

3 ハードウェア及びソフトウェア保守

(1) ハードウェアの保守運用

- ①受託者が調達したハードウェアに対し、安定した保守サービスを提供すること。
- ②障害が発生した場合、S E・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。
- ③障害箇所の修理及び部品交換、動作確認を実施すること。
- ④ハードウェア保守を実施する時は、本町の承諾を得て行うこと。
- ⑤本町で発生した障害内容を管理すること。
- ⑥障害時の原因の切り分けは、主導的に実施し、関係者と調整を行うこと。

(2) ソフトウェアの保守運用

- ①障害発生時の対応について、迅速な対応が可能な体制を構築し、開庁日の運用に支障を来たさぬよう監視・対応すること。
- ②障害が発生した場合、S E・保守サービス員等がシステムを確認し、障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。
- ③ソフトウェア保守を実施する時は、事前に連絡を行うこと。
- ④本町で発生した障害内容を管理すること。
- ⑤障害時の原因の切り分けは、主導的に実施し、関係者と調整を行うこと。

第7章 その他

1 納品物

納品物の様式や数量、納品時期については、契約締結後に本町と協議して定めることとする。想定する納品物は以下とする。

なお、納品物については、印刷物と併せて、広く一般的に利用されている形式による電子データで納品すること。

【戸籍総合システム】

- (1) 打合せ書（システム構成図・ネットワーク構成図を含む）及び課題管理表
- (2) システム移行結果報告書
- (3) 法務局申請書類
- (4) 操作マニュアル
- (5) 運用マニュアル
- (6) 支障発生時対応マニュアル

【戸籍コンビニ交付システム】

- (1) 作業計画書
- (2) 設定確認書
- (3) 時間外受付プログラム
- (4) 操作マニュアル

2 機密保護

本契約で得た情報に関して、本仕様書に定める業務遂行上の目的以外に使用し、又は開示してはならない。また、磁気媒体等に記録された情報についても漏えいを防ぐ対策を講じること。

3 留意事項

受託者は、本仕様書の解釈に疑義を生じた事項並びに明記していない事項については、本町と事前に協議するものとする。